

環境ガイドライン改訂案に対するご意見への回答

	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>第1部 1. 当行の環境社会配慮確認に係る基本方針</p> <p>今回の貴行環境ガイドラインの改訂は、基本的には、OECD 加盟国の輸出信用機関（ECA）の環境社会配慮確認の規範とされている OECD 環境コモンアプローチの改訂（2012年6月）や、世界銀行のセーフガードポリシーや国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダードの内容に対応するものであり、今回の改訂案に特段異論はない。</p> <p>産業界としては、近年、海外事業展開において、他国企業との競争が激化する中、貴行と同様の機能を持つ OECD 加盟国の輸出信用機関との比較において同水準の確認内容・手続とし、Equal Footing の原則を確保するよう求めてきたところであるが、上記のように、今回の改訂が国際的ルールの内容に沿うものであることから、この面でも少なくとも OECD 加盟国との Equal Footing は確保されていると認識している。また、本改訂事項が適切に運用されることを期待する。</p> <p>なお、今般の改訂案では、環境保全/改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトの支援について、日本政府の政策を踏まえつつ、支援がなされる旨明示された点は評価でき、今後共当該分野への積極的な支援を期待する。</p>	<p>ご認識のとおり、今回の改訂は、コモンアプローチの改訂、世銀のセーフガードポリシー及び IFC のパフォーマンススタンダードの内容を踏まえたものであり、OECD 加盟国との Equal Footing は確保されていると考えています。運用にあたっては、他国 ECA との Equal Footing の確保に配慮しつつ、適切な環境社会配慮の確認を行っていく所存です。</p> <p>また、環境保全/改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトについては、日本政府の政策を踏まえつつ、積極的に支援していく所存です。</p>

2	<p>第1部5. 当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>(FAQ2.9) 被影響住民への聞き取りについて</p> <p>(1) 「被影響住民を含む、プロジェクトのステークホルダーへの対応も、一義的にはプロジェクト実施主体が行うものであり、当行は適切な対応が行われているかを、環境レビューを通じて確認する」とあるが、事業者が適切に対応しているかは、事実関係を客観的かつ正確に把握できなければ、判断できないと考える。したがって、事業者の情報のみならず、実査等における住民・第三者への聞き取り・情報収集をより強化していく前向きな方向をFAQでも示すべきである。</p> <p>(2) 「大規模な非自発的住民移転を伴うプロジェクトや周辺に先住民族が居住しているプロジェクト等で被影響住民に大きな影響が及ぶ場合においては、個別に状況を判断し、当行が必要と認める場合は聞き取りを行うこともあ」としているが、住民・第三者がJBICに対して書簡等による意見を表明・提出している場合においても、当該ステークホルダーへの聞き取りを行なう姿勢を示すべきである。</p> <p>(3) ここでは、義務付けられているか否かが重要ではないので、「なお、世銀やIFCの基準においても、環境レビューにおける被影響住民への聞き取りを義務付けてはいないと認識しています。」という後ろ向きな姿勢ととれる文言は削除すべきである。仮に世銀やIFCに言及するのであれば、世銀やIFCが実質的に住民への聞き取りをしているか否かに焦点を当てるべきである。</p>	<p>(1) ご指摘のとおり、事業者が適切に対応しているかについては、事実関係を客観的かつ正確に把握する必要があります。そのため、環境レビューでは、事業者から提供された情報だけではなく、事業者以外(現地政府や被影響住民等のステークホルダー等)からの情報も確認しつつ、環境レビューを行っております。</p> <p>(2) 被影響住民への聞き取りに関する考え方については、追加予定のFAQの通り、当行が必要と認める場合には、引き続き被影響住民への聞き取りを行って参ります。また、頂いたコメントも踏まえ、追加予定のFAQに「ステークホルダーからJBICに対し直接意見をいただいているような場合」を追記いたします。</p> <p>(3) ご指摘のFAQのなお書き部分については、削除いたします。(当該FAQは以下の通り変更。)</p> <p>Q. プロジェクトが周辺の住民等に大きな影響を及ぼす場合には、環境レビューでのプロジェクト予定サイトへの実査等において、被影響住民への聞き取りを行うべきではないでしょうか？</p>
---	---	---

		<p>A. プロジェクトにおける環境社会配慮の主体はプロジェクト実施主体であり、当行はそれを確認するという立場です。被影響住民を含む、プロジェクトのステークホルダーへの対応も、一義的にはプロジェクト実施主体が行うものであり、当行は適切な対応が行われているかを、環境レビューを通じて確認することになります。</p> <p>このような確認手続きの一環として、大規模な非自発的住民移転を伴うプロジェクトや周辺に先住民族が居住しているプロジェクト等で被影響住民に大きな影響が及ぶ場合、<u>ステークホルダーから JBIC に対し直接意見をいただいているような場合</u>においては、個別に状況を判断し、当行が必要と認める場合には<u>被影響住民への聞き取りを実施</u>します。</p>
3	<p><u>第 1 部 5. 当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開</u> <u>(2) 情報公開の時期と内容</u> 融資契約締結後の環境関連文書の公開について</p> <p>(1) カテゴリ A、B、FI 案件の環境関連文書は、融資契約締結後も、環境レビュー結果、モニタリング結果と並べて、ウェブサイトでの公開を継続すべきである（項番 7）。</p> <p>(2) 融資契約締結済みのプロジェクトに関する情報公開のページでは、現在、「プロジェクト名」のみが記載されているが、国名、場所、カテゴリ分類等のスクリーニング情報についても記</p>	<p>(1) 融資契約締結後の環境関連文書の公開継続については、ウェブサイト全体の利便性・予算等を総合勘案しつつ検討を進めて参ります。当面の間は、ご要望を頂いた場合に個別に情報提供いたします。</p> <p>(2) 融資契約済みのプロジェクトに関する情報公開のページでは「プロジェクト名」とともに環境レビュー結果（スクリーニングフォームを含む）を公表して</p>

	載すべきである。	おり、同環境レビュー結果には、国名、場所、カテゴリ分類等の情報が含まれていますが、上記(1)と合わせて、ウェブサイト全体の利便性・予算等を総合勘案しつつ検討を進めて参ります。
4	<p><u>第1部6. 意思決定、融資契約等への反映</u></p> <p><u>(1) 意思決定への反映</u></p> <p>今回の改訂により、但し書きとして、「融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書入手しえない場合、意思決定後に環境レビューを行うことを前提に意思決定を行う場合がある」との記載が追加されたことを歓迎する。</p> <p>昨今のわが国の資源・エネルギー情勢を踏まえ、早期の段階で資源権益を取得する案件の重要性は高まっており、こうした資金ニーズに対応いただけるスキームを構築いただいたことの意義は大きい。</p>	<p>今回、ガイドライン改訂案に追加した「案件の性質上、例外的に、融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書入手しえない場合、意思決定後に環境レビューを行うことを前提に、意思決定を行う場合がある。」との規定は、ガイドラインの文言にある通り、あくまで例外的なケースであると考えています。</p> <p>当行としては、適切な環境社会配慮確認と顧客ニーズへの対応を両立させることが重要であると考えており、本項目についても適切な運用を図って参ります。</p>
5	<p><u>第1部6. 意思決定、融資契約等への反映</u></p> <p>項番6で議論されたような「案件の性質上、例外的に、融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書入手しえない場合、」FAQ2.4では、「環境レビューに必要な文書入手できたところで、通常通りの環境レビューを実施していきます。なお、環境レビューで用いたESIAや環境レビュー結果については、通常どおりウェブサイトにて公開します」とある。こうしたケースに対応するためにも、融資決定後の環境関連文書の公開体制を改訂ガイドラインの施行に合わせて十分整備しておくべきである。</p>	<p>ご指摘のケースの情報公開については、環境レビュー時に加え、意思決定に先立ち可能な範囲で行うことをガイドライン上も明示しています。頂いたコメントも踏まえ、必要な情報を適切な時期に公開できるよう、行内の体制整備を進めていく所存です。(なお、融資決定後の環境関連文書の公開一般については、3(1)への回答をご覧ください。)</p>

6	<p><u>第1部7. ガイドラインの適切な実施・遵守の確保</u></p> <p>JBIC 事業担当部が個別案件において、ガイドラインの趣旨や中身を十分に理解せず運用している例がみられる。こうしたガイドライン運用上の問題（JBIC とステークホルダー間でガイドラインの解釈の相違が明らかになった場合等）については、議論の透明性を確保しにくい個別案件毎の対処ではなく、必要に応じて、5年後の実施状況確認調査や再改訂の前に、（専門家、NGO、産業界等が参加できる）公開協議の場を設置するなど、何らかの措置が検討されるべきである。以前は、JBIC と NGO 間で定期協議会が開催されていたが、現在はそうした公開協議の場がない点にも配慮していただきたい。</p>	<p>当行は、環境レビュー及びモニタリングにおいて様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎しており、今後ご指摘、ご意見等を頂ければと考えております。</p> <p>ガイドラインの解釈の相違等、当行とステークホルダーの間におけるガイドラインの運用に関する考え方の相違は、通常個別案件への対応の中で生じることから、これまで個別案件に関する意見交換の場において協議させて頂いております。また、ガイドラインの一般論に関する協議の場についても、必要に応じ、ご要望を頂ければ検討させていただきます。</p> <p>また、ガイドラインの解釈に関しては、中立性の確保の観点から、異議申立の制度を設けております。そして、この異議申立の制度における調査結果については当行HPにて公開しております。</p>
7	<p><u>第1部8. ガイドラインの適用及び見直し</u></p> <p>「施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う」ことへの改訂に異論はない。現行の「5年以内」に拘泥する必要はなく、5年間の「実施状況」の確認を行った上で、改訂の可否を検討する方が望ましい。なお、ガイドラインの改訂に際しては、産業界に対し事前の説明、意見聴取をお願いする。</p>	<p>ガイドラインの見直し時期に関する改訂についてご支持頂き有難うございます。次回のガイドラインの見直しも、今回の改訂プロセスと同様に、NGO、産業界等の関係する皆様からのご意見を伺いながら実施したいと考えております。</p>

8	<p><u>第2部1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</u></p> <p><u>(3) 検討する影響のスコープ</u></p> <p>改訂案では、2012年6月のOECD環境コモンアプローチの改訂において環境社会配慮項目に温室効果ガスが追記されたことを受け、「なお、大気には温室効果ガスを含みうるが、これに関する具体的な環境社会配慮の要件等については、コモンアプローチを踏まえた対応を行う」との文言が追記された。</p> <p>OECDにおいては、温室効果ガスについて排出量の計測や報告の方法、また火力発電に対する支援について経験の蓄積や更なる検討が重ねられている段階であり、「コモンアプローチを踏まえた対応を行う」という今回の改訂案を支持する。</p> <p>また改訂案では、社会的関心事項について「人権の尊重を含む」という文言が追記された。この追記によって、環境社会配慮の対象が拡大するものではないと理解するが、人権配慮の対象はプロジェクトに関連する人権に限ることとし、プロジェクト実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定することが必要である。</p>	<p>温室効果ガスや火力発電、人権への配慮に関しては、ガイドラインに基づき、必要な環境社会配慮確認を適切に実施して参ります。なお、これらに関しては、OECDにおけるコモンアプローチの議論において、種々検討がなされている状況であり、これらに関する今後の議論の結果を踏まえ、必要な対応を実施していく所存です。</p>
---	---	--